

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
上新田 1 B	上新田 1 丁目地内	約 0.08 ha	区域変更	10
千里園 1 A	千里園 1 丁目地内	約 0.39 ha	区域変更	12
豊南町東 1 B	豊南町東 1 丁目地内	約 - ha	廃止	22
緑丘 4 C	緑丘 4 丁目地内	約 - ha	廃止	5
北条町 4 A	北条町 4 丁目地内	約 1.19 ha	区域変更 面積表記変更	20
小 計		約 1.66 ha		
永楽荘 3 A他 189地区		約 35.39 ha	変更なし	
合 計	193地区	約 37.05 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出手続きにより行為の制限が解除された生産緑地地区の変更及び廃止をするものである。